

令和8年度

七尾海上保安部浴室設置工事等

第九管区海上保安本部

第一章 工事概要

1. 工事名称

七尾海上保安部浴室設置工事等

2. 工事場所

七尾海上保安部

〒926-0015 石川県七尾市矢田新町二部 173 七尾港湾合同庁舎内

3. 工事期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

4. 担当部署

事務所名 第九管区海上保安本部総務部経理課(仕様、監督)

所在地 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号

電話 025-285-0118

事務所名 七尾海上保安部管理課(現場監督・検査)

所在地 石川県七尾市矢田新町二部 173

電話 0767-52-9118

5. 官給品

なし

第二章 一般共通事項

1. 適用範囲

(a) 工事実施に際しては、設計図書に従い施行する。

(b) 本仕様書に記載のない事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。

2. 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。

3. 監督職員

監督職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。

4. 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。

5. 現場の納まりなどの関係による協議

現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。なお、軽微な変更等であれば請負金額の変更は行なわない。

6. 諸 届

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。また、これに要する諸費用も負担する。

7. 現場代理人及び主任技術者

(a) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。

(b) 建設業法第 26 条に定める主任技術者(監理技術者)はその資格を証明する資料を監督職員に提出し承諾を受ける。

8. 工事現場の安全衛生管理

(a) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行なう。ただし、別に責任者を定める場合はこれによるものとする。

(b) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行なうなど、事故の防止に努める。

9. 災 害 及 び 公 害 の 防 止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。また、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者の責任において適正な補償を行わなければならない。

(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。

(2) 公害の防止に努める。

(3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。

(4) 気象の変化に注意し、事故防止に努める。

(5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

10. 臨 機 の 処 置

災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

11. 養 生

従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行なう。

12. 工 程 表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承認を受ける。

13. 施 工 計 画 書

工事着工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

14. 施工図、原寸図、見本その他

施工図、原寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは監督職員の承諾を受けて省略することができる。

15. 職 方 へ の 指 示

12. 13. 14. により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。

16. 材 料

(a)材料は、新品とし、18. により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。

(b)材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。

(c)設計図書による「JIS(日本工業規格)の規格品」と指示された材料は、JIS マーク表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。

(d)調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。

17. 材 料 搬 入 の 報 告

材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に 27. の工事報告で報告する。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。

18. 材 料 の 検 査

(a)材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

(b)合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

19. 材料検査に伴う試験

(a)試験は下記の場合に行なう。

(1) 設計図書に定められた場合。

(2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。

(b)供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。

(c)試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行なうものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行なう場合を除き、原則として監督職員の立ち会いを受ける。

(d)試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。

20. 施 工

施工は、設計図書及び 12. 13. 14. による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行なう。

21. 技能士

技能士は職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書を監督職員に提出して、承諾を受けた者とする。ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。

22. 施工の検査

監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は別に指示する。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。

23. 施工の立ち会い

監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員が特に指示する場合。

24. 施工検査に伴う試験

(a) 試験は下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合

(b) 供試体の作製及び試験所等は、19. による。

25. 他工事との出合

他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

26. あと片付け

工事完成に際しては、あと片付け及び清掃を行う。

27. 工事報告

工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。

28. 工事写真

工事着工前から工事完成まで工事の施工順に撮影し、サービス判、各 1 枚をアルバムに整理して監督職員に提出する。

特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認できない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケール、ポール及び箱尺等を同時に撮影する。

29. 完成写真

正面・側面等2～3方向から撮影し監督職員に提出する。

30. 竣工検査

現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じなければならない。

31. 官給品等

(a)本工事において、官給品がある場合は、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。

- (1) 官給品の引き渡しを受ける際には、現場に立ち会い、「官給品受領書」を 2 部提出する。
- (2) 官給品の保管場所・保管方法並びに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
- (3) 官給品の使用が終了したときは、「官給品精算書」を 2 部提出して確認を受け引渡を行う。

(b)本工事において、撤去品が発生した場合、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。

- (1) 撤去品の保管場所・保管方法並びに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
- (2) 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を 2 部提出する。

32. 完成図書等

工事完成後、完成図書、取扱説明書その他監督職員の指示する図書を提出すること。

33. 適正な工期設定等

週休2日、休日、準備期間等を考慮のうえ、施工上必要な日数を確保すること。

第三章 工事仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は下記による

- 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)」
- 「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)」
- 「電気通信設備工事共通仕様書」:国土交通省大臣官房技術調査課編集

本工事にあたって、撤去した発生材等は関係法定に従い適正に処置し、撤去にあたっては、建設リサイクル法等関係法令に準拠し適正に処分すること。

又、産業廃棄物処理については、マニフェスト及び搬出入状況写真等により管理し適法に行うこと。

使用する材料は、製作図等を提出の上、監督職員の指示を受けること。

1. 仮設工事

- (1) 設置工事前に安全に作業できるよう作業場の仮囲いや足場を設置し養生を行うこと。
- (2) 工事資材や処分廃材の運搬及び搬入・搬出は付帯とする。
- (3) 設置工事後、室内の清掃を行うこと。

2. 撤去・移設等工事

- (1) 別図2の①で示したコンセントについて、使用できないよう撤去すること。撤去したコンセント箇所には撤去箇所周辺壁と同等の素材で塞ぐこと。
- (2) 別図2の②の既存窓ガラスを撤去すること。撤去した窓ガラス箇所には撤去箇所周辺壁と同等の素材で塞ぐこと。
- (3) 別図2の③で示した畳(3つ)について、撤去すること。
- (4) 別図2の④で示したフロアマットを撤去すること。
- (5) 別図2の⑤で示した既存電灯を撤去すること。
- (6) 別図2の⑥で示した換気扇を移設すること。移設位置については、別図4に示す脱衣所内とするが詳細については、監督職員と打合せの上決めること。
- (7) 別図2の⑦で示した火災報知器を移設すること。移設位置については、別図4に示す脱衣所内とするが詳細については、監督職員と打合せの上決めること。また、移設に伴い、法令により所轄消防署への申請手続きが必要となる場合は、必要書類等を揃えたうえで請負業者において手続きを行うこと。
- (8) 給排水管等設置のため、3階公害測定室の天井板及び4階浴室設置場所の床板の一部を撤去すること。撤去箇所は、撤去した板版と同素材のもので再設置すること。
- (9) 別図3の3階公害測定室の既存水回りを撤去すること。
- (10) 撤去したものについては、受注者にて適法に処分すること。

3. 改良改修工事

(1)内装

イ 別図4の薄青色で示した箇所に OA フロアを設置し床上げをすること。OA フロアの設置後は、クッションマット等を施工し、防水性を高めること。なお、床上げの高さは約 200mm とし、立ち上がりを板材及びクッションマットを持って塞ぎ、段差ノンスリップ処置を行うこと。

- ロ 別図4の赤色で示した箇所に新しく壁を設置すること。
また、壁の下地は、OAフロア側 LGS65 型(軽量鉄骨)、脱衣所側 LGS25 型(軽量鉄骨)とし、その上に壁耐水石膏ボードを貼りつけた後にクロス仕上げすること。ほか、断熱材をいれ保温処理すること。なお、床から天井までの既設天井高は、約 2,510 mmである。
- ハ 別図4の薄黄色で示した場所に脱衣所(高さ:約200mm、面積約1.2㎡)を設置し、その上に床板と塩ビシート貼り付けること。なお、脱衣所の高さ等の詳細なサイズは、監督職員と打ち合わせのうえ、設置すること。脱衣所設置後、框を設置する。
- ニ 廻り縁及び巾木を天井や床と壁の隙間を塞ぐために設置すること。
- ホ 脱衣所からシャワーユニットへ入る扉のところに額縁を設置すること。
- ヘ 額縁及び框の木材部分を合成樹脂調合ペイントで塗装すること。
- ト 別図4で示す OA フロアと脱衣所の間には、防錆性カーテンレール、防カビ・耐水性のアコーディオンカーテンを設置すること。カーテンレール及びカーテンのサイズについては、脱衣所のサイズに合わせ設置すること。
- チ 別図4のオレンジ色で示した箇所に電気温水器を設置すること。電気温水器については、高圧力型 460 L(参考商品:三菱電気温水器、同等品可。)、サイズ:H2,170mm×W630mm×D730mm 程度、リモコン付きとする。

(2)電気設備

- イ 別図4に示す脱衣所内に照明(非常照明兼用、防湿タイプ)を設置すること。
- ロ 別図4に示した照明等用スイッチ(脱衣所用(換気扇含む)とシャワーユニット用(換気扇含む))を室内に設置すること。
- ハ 別図4に示した電気温水器のリモコンについて配線取付を行うこと。
- ニ 電源の取り出しは、既存天井部位等から電源を取り出すこと。
- ホ 別図4の灰色で示した箇所に部屋に適した LED 照明器具を設置すること。
- ヘ 別図4の緑で示した箇所にコンセント 2 ロタイプを設置すること。
- ト 別図4での各設置箇所はおおよそを示した場所のため、詳細な設置位置は監督職員と打ち合わせを行い、決定すること。
- チ 各種電気設備の設置完了後、通電確認等を行うこと。

(3)アスベスト調査

施設の建材、吹付材等施工箇所から検体を採取し調査を行うこと。なお、採取跡は補修を行うこと。また、それにかかる申請関係がある場合は、関係法令規則を遵守しながら行うこと。調査結果については、監督職員に報告書を提出すること。調査結果により請負金額に増減がある場合は、別途協議を行うこと。

(4)シャワーユニット・換気扇・給水管・給湯管・排水管

- イ 別図4で示す箇所にシャワーユニット(800D×1200W)を設置することとし、設置に伴う取付金具等は付帯とする。なお、シャワーユニットには、2 段タイプの収納、換気扇機能を付いたものにする。ほか、シャワーユニットの搬送及び組立作業は付帯とする。
- ロ 換気扇については、別図5で示す既存換気系統から分岐配管を繋げ換気させること。
- ハ 新設する給排水各配管のうち露出部はモール加工を行なうほか、3階天井及び4階床(SL)のコア抜きを行うこと。開けた穴の断面等は浸食等を防ぐため補修すること。
- ニ パイプスペース内の既設各管から新設シャワーユニットまで各管を新設する。

- ホ 給水管(約 3m)は、耐衝撃性塩化ビニル管(HIVP20)とし、継手、接合材、支持金物等は付帯とする。
- へ 給湯管(約 3m)は、耐熱性ポリ塩化ビニル管(HT20)とし、継手、接合材、支持金物等は付帯とする。
- ト 排水管(約 3m)は、耐熱性塩化ビニル管(FS-VP75)とし、継手、接合材、支持金物等は付帯とする。
- チ 新設した給湯管に保温処置を施し、使用する保温材は、グラスウール保温材又は同等で接続金物等は付帯とする。
- リ 新設した給水管に保温処置を施し、使用する保温材は、グラスウール保温材又は同等で接続金物等は付帯とする。

(5)その他

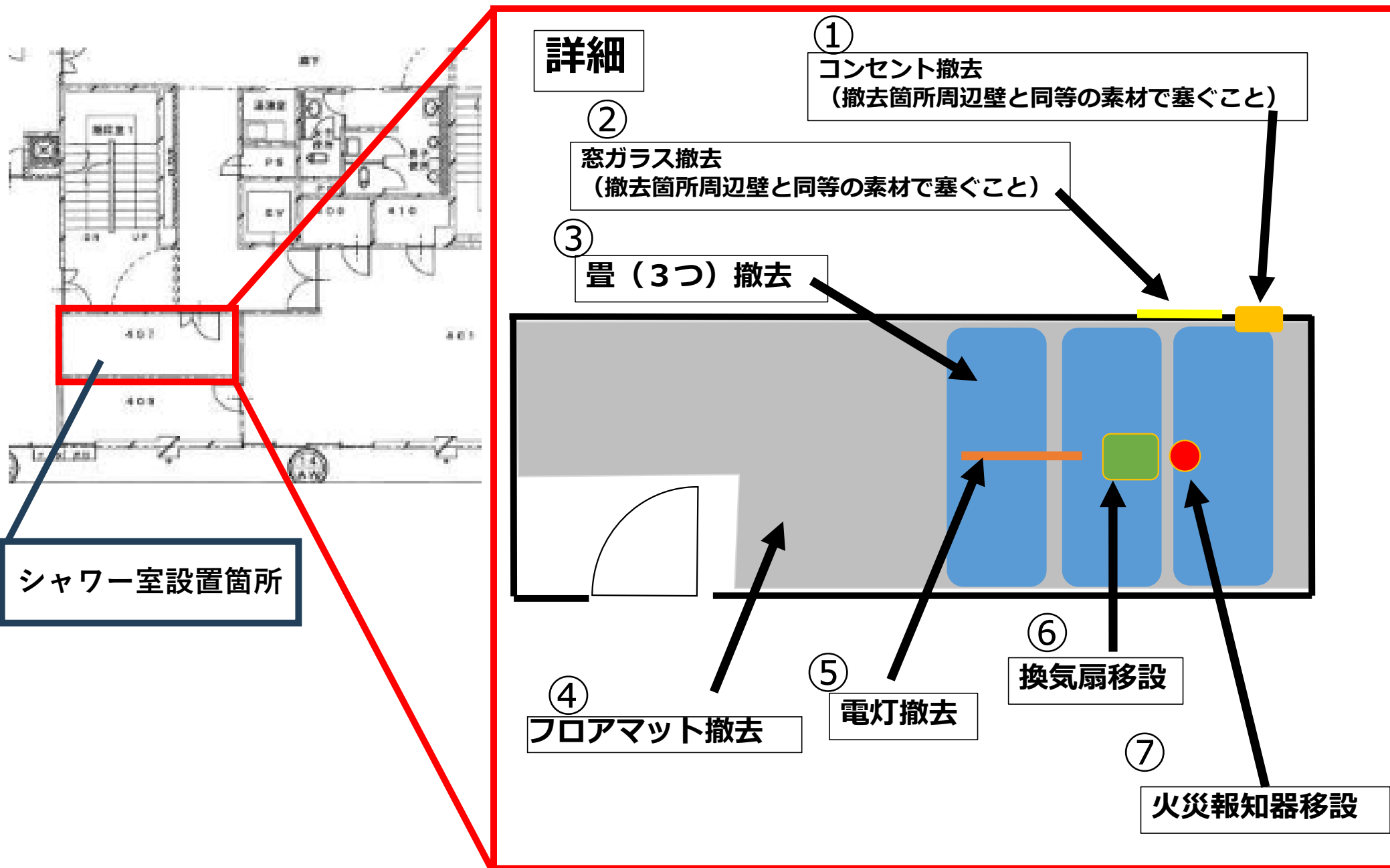
- イ 配管設置完了後、給水、給湯、排水に問題がないか確認すること。
- ロ 換気扇の設置完了後、換気出来ているか確認すること。
- ハ 各種工事が出た発生材は、適法に処分すること。
- ニ 騒音を発生する工事(コア抜)については、土日を選定すること。

別図 1

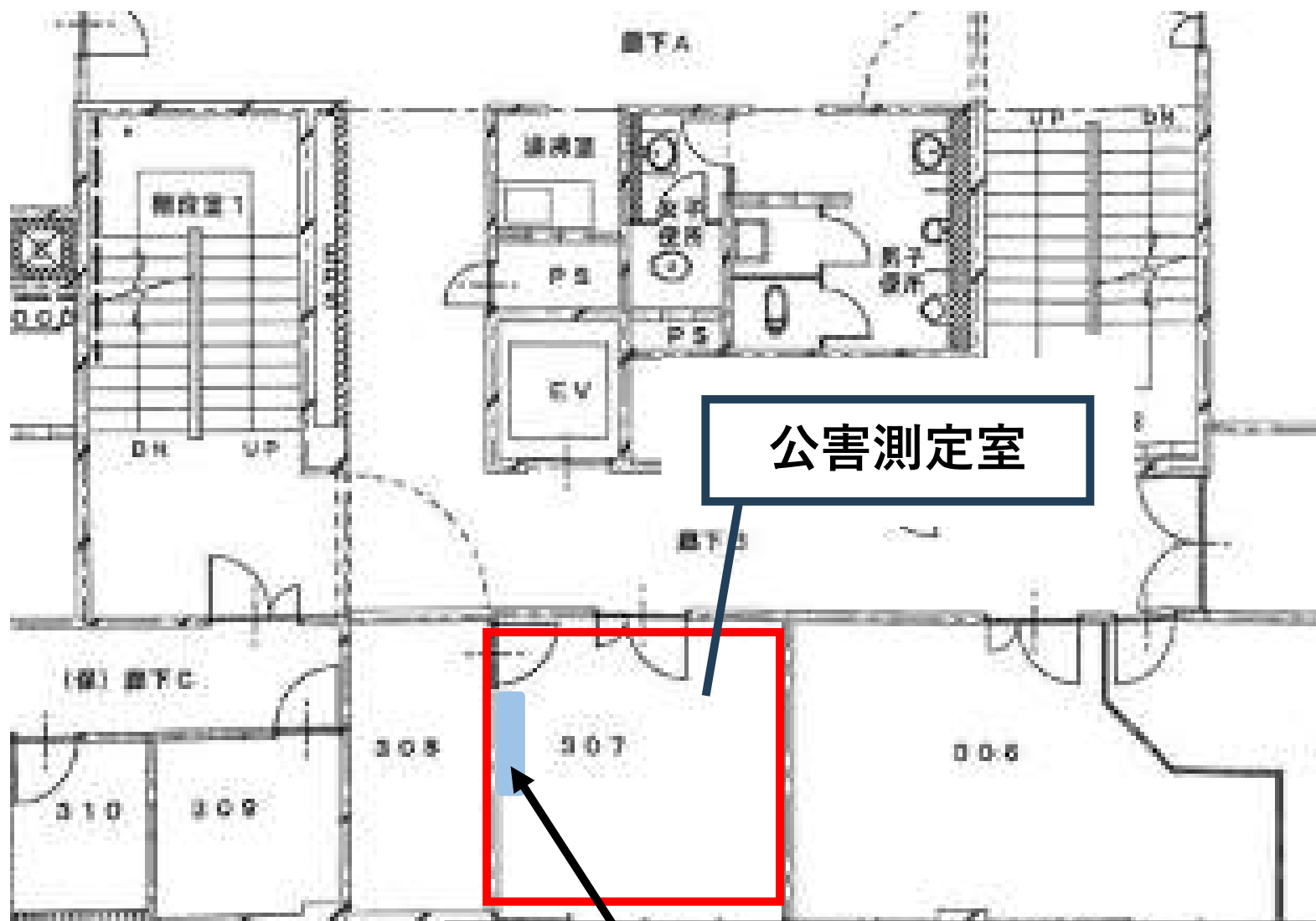
案内図・位置図



別図2 4F更衣室既存物撤去・移設図



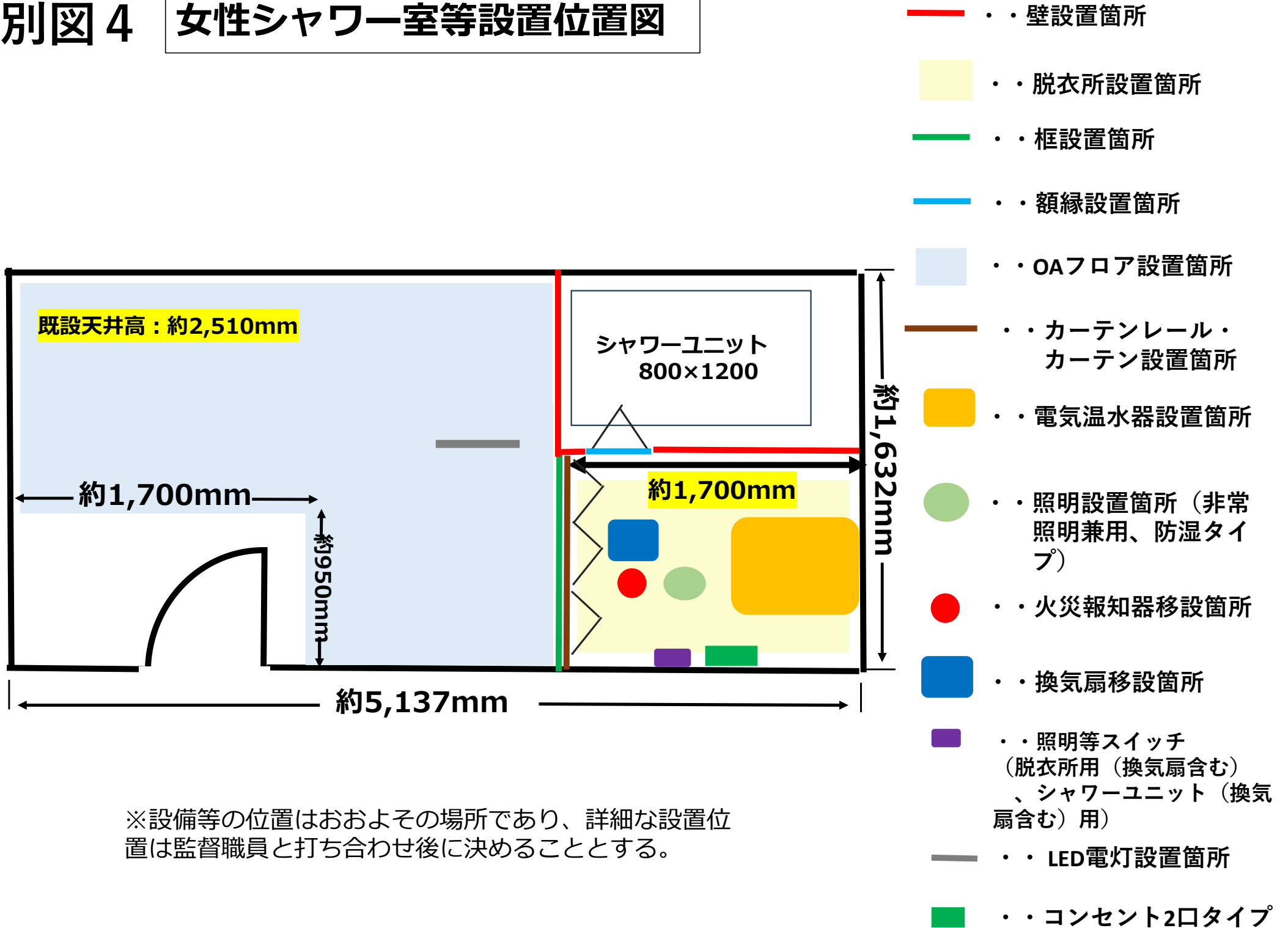
別図 3 3階公害測定室 既存水回り撤去図



既存水回り撤去

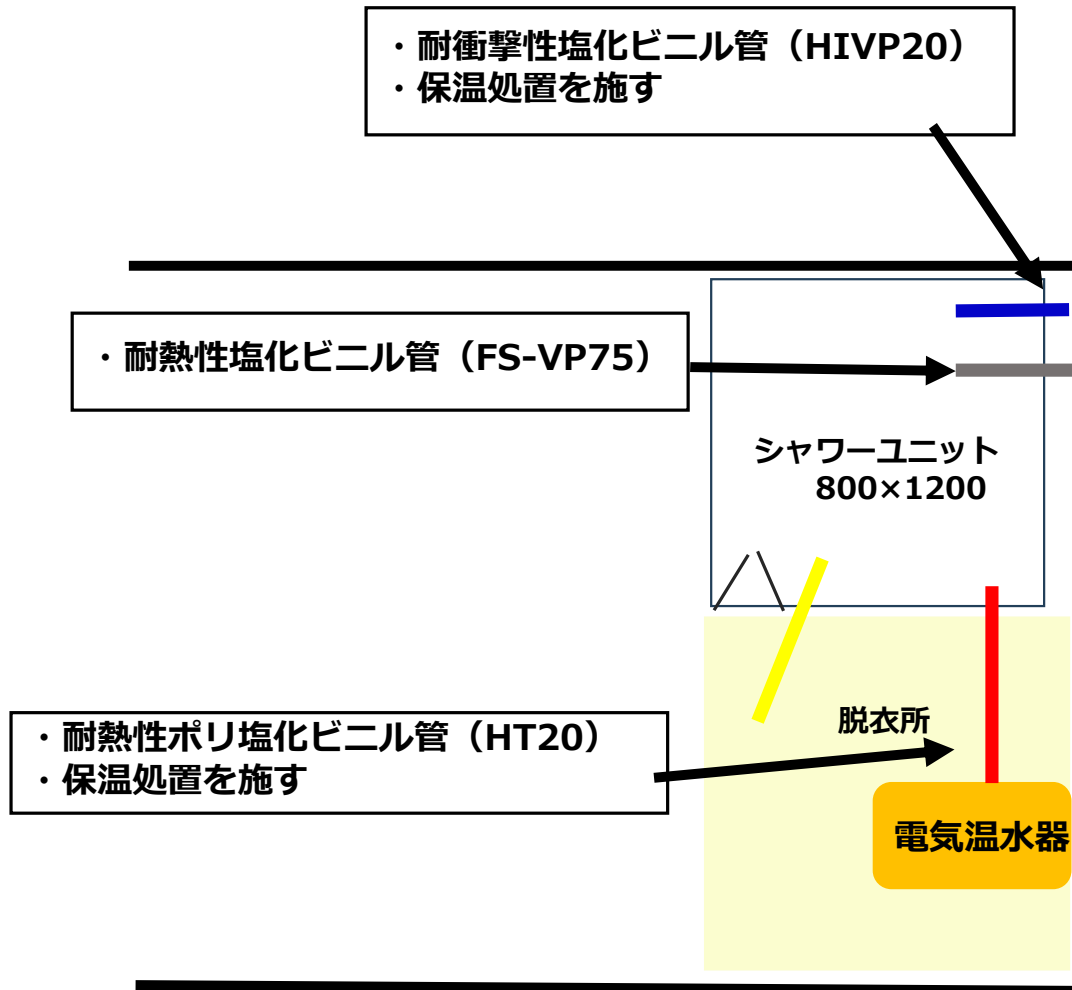
- ・ 陶器製流し台 (W500×D400×H130mm)
- ・ ガラス台 (W450×D120×H5mm) 及び固定金具
- ・ 鏡 (W360×D3×460mm) 及び固定金具

別図 4 女性シャワー室等設置位置図



別図 5

4階シャワー室配管設置図面



※各種配管の設置場所は、おおよそを示したものであるため、最終的な設置場所等は監督職員と打ち合わせを行い決定すること。

※接続および設置完了後、検査までに必ず給水、給湯、排水、換気が正常に行えるか監督職員立ち合いのもと確認を行うこと。

※各配管の長さはおおよその長さであるため、やむを得ない事情により変更が必要になる場合は、協議により変更することが出来るものとする。

①給排水管立ち上げのため、現場上収まりの良い箇所です3階天井及び4階床 (SL)のコア抜きをすること。

②給排水管については、新規配管を設置すること。

③給湯配管については新設電気温水器の給湯配管と繋げること。

④換気については、既存換気系統から分岐配管を繋ぎ換気させること。

— 給水配管 — 排水配管

— 給湯配管 — 換気用配管